

さかい

新春号



## 農委だより

編集・発行 堺市農業委員会

令和3年

(第114号)

堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-228-6825(直通)  
FAX 072-228-7410農地パトロールを  
実施しました

令和2年度「利用状況調査」(農地パトロール)として、遊休農地を8月11日から8月25日にかけて、7日間13班に分けて現地調査をしました。

農地の所有者は、農地法第2条の2に基づき農地を適正に利用する責任があります。

この調査の結果は下表のとおりです。

令和2年度 調査前の耕作放棄地面積	149,428m <sup>2</sup>
令和2年度 調査後の耕作放棄地面積	133,709m <sup>2</sup>
耕作放棄地解消面積	15,719m <sup>2</sup>
解消面積の内訳	・自己耕作 10,362m <sup>2</sup> ・転用等 5,357m <sup>2</sup>

(令和2年9月末現在)

遊休農地と判断された農地については、農用地利用集積計画制度による貸借のあっせん、地区担当委員による耕作指導など解消に向けた取り組みを行っていくことになります。

## 新年のご挨拶

農業委員会会長 檀野 隆一

皆様、明けましておめでとうございます。

日頃は本農業委員会活動にご支援・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、急激に広がった新型コロナウィルス感染症の影響により、皆様も、私たちも、不安と葛藤を抱えつつ、新しい生活様式とともに様々な取組を求められた年でした。

そのような中で、7月に農業委員・農地利用最適化推進委員の改選を終え、新しい体制で順調にスタートすることができたのも、皆様のご支援の賜物と、感謝の念に堪えません。

また、毎年恒例の「堺市農業祭」も、イベントとしての密集を避けるため、中止となりました。農業者自らが実りの秋を喜ぶとともに、堺の農業を広く市民に紹介し、農業への理解を深める大切な行事が開催できなかったことは誠に残念です。

しかしながら本農業委員会としては、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、堺市の農業振興方針に沿うよう、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約、農業への新規参入の促進に、変わらぬ目標を掲げ、活動を進めてまいります。

このような時期だからこそ、ふれあうことができなくとも心で一致団結し、皆様とともに農業振興に向か、たゆまぬ努力を続けたいと思います。

今後とも皆様の変わらぬご助力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

## 農地の貸し借り

農業委員会では、簡単な手続きで安心して利用できる農業経営基盤強化促進法による「利用権設定等促進事業」を進めています。

- ・設定できる土地は、市街化調整区域内の農地で、貸し借りの期間は、原則3年以上です。
- ・貸し手は、農地を貸しても期間が満了すれば確実に返してもらえ、離作料の心配もいりません。
- 以下は、貸出し希望農地です。

詳しくは農業委員会(1ページ)にお問い合わせください。

### 貸します

- |                               |                                  |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ・中区田園（菰田池北側）<br>田・2アール        | ・美原区大饗(市立美原こども館やかみ北側)<br>田・10アール |
| ・中区伏尾（宮山台4丁交差点北西側）<br>畠・20アール | ・美原区大饗(市立美原こども館やかみ西側)<br>田・12アール |
| ・中区辻之（菰田池北側）<br>田・27アール       | ・美原区小平尾(東除川落合橋西側)<br>田・2アール      |
| ・南区稻葉2丁（小田之池南側）<br>田・12アール    | ・美原区菅生(R309号菅生交差点西側)<br>田・7アール   |
| ・南区大庭寺（咄池南側）<br>田・14アール       | ・美原区平尾(おくの整形外科東側)<br>田・10アール     |
| ・南区大庭寺（濃登ノ池北側）<br>田・10アール     | ・西区太平寺(ベスピア南側)<br>畠・5アール         |
| ・南区美木多上（咲花病院西側）<br>田・7アール     | ・西区太平寺(ベスピア南西側)<br>田・12アール       |
|                               | ・西区太平寺(馬場池北側)<br>田・15アール         |
|                               | ・西区太平寺(サクラ公園北側)<br>田・27アール       |

農用地利用集積計画制度により、新規で農地を貸した方に市から奨励金を支給いたします。

奨励金については農水産課(072-228-6971)まで。

### 農地の相続には手続きが必要です

農地の権利を相続した場合には、農地の所在する市町村農業委員会に届け出が必要です。

これは、相続された農地が利用されず、耕作放棄地になることを防ぐことが目的です。

なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

- ①所有権の相続の場合…法務局での相続登記が完了後、登記の事実を確認できる書面を添付のうえ、「農地法第3条の3の規定による届出書」を提出してください。
- ②賃借権の相続の場合…「小作料認可書変更届」を提出してください。この場合、相続したこと証する戸籍関係書類等の添付が必要となります。

詳しくは農業委員会(1ページ)にお問い合わせください。

## 野焼きは近隣の方への十分な配慮を

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。農業で行われる稻わら等の焼却については例外とされていますが、風向きや場所によっては付近住民の方々への迷惑となるため、十分なご配慮をお願いいたします。



## 農業委員会活動パネル展

1月26日(火)～29日(金)の4日間、堺市役所・高層館1階エントランス(南側)において、農業委員会のしくみや活動を紹介する「農業委員会活動パネル展」を開催いたします。是非ご覧ください。

## 堺市防災協力農地に登録をお願いします

都市の中の農地は、新鮮で安全・安心な農産物を生産すると同時に、阪神・淡路大震災の経験から、緊急時の避難空間や災害復旧のための用地としての役割も注目されています。

災害時の市民の安全確保や復旧活動の場として、農地を利用させていただきたく、「堺市防災協力農地」の登録にご協力をお願いします。

### 防災協力農地の具体的な制度について

#### 登録対象農地 (次のいずれかに該当するもの)

- ・生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地
- ・おおむね300m<sup>2</sup>以上の一団の農地
- ・既に登録されている防災協力農地に接する農地



#### 登録期間

3年

(初回は登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとします。

その後は、期間満了時までに更新しない旨の意思表示がない場合は、3年間登録を自動的に更新します。)

#### 災害時の使用について

##### 避難空間

災害発生から7日以内は同意なしで、市民が避難空間として使用できます。

→8日以上は登録者に依頼します。

##### 災害復旧用資材置場など

登録者に使用を依頼します。

#### 使用期間

2年以内(ただし、登録者の同意を得て延長することがあります。)

防災協力農地の使用が終了したときは、原状回復し返却します。

#### 補償及び土地使用料等

平常時は、無償。

使用した場合には、農作物の補償金や土地使用料等をお支払いします。

#### 登録方法について

登録申出書を農水産課に提出してください。(随時受付)

詳しくは農水産課(072-228-6971)へお問い合わせください。

## 地区別農業委員会研修会に参加

【日程】令和2年10月1日

【会場】泉佐野市 エブノ泉の森ホール

(一社) 大阪府農業会議主催で、毎年開催されている「大阪府農業委員会大会」は、密集を避けるため、本年度は4地区・4日程に分けて「地区別農業委員会研修会」として開催されました。

本委員会からも、農業委員・農地利用最適化推進委員が参加。

農業委員等永年在任者表彰、なにわ農業賞表彰のほか、最近の農業をめぐる情勢に関する講演と、障がい者雇用による農福連携の取組に関する講演（下記）が行われました。

「誰もが参画できる農業をめざして！農業と福祉と企業のビジネスモデル」

講師 京丸園（株） 代表取締役 鈴木厚志さん

### 【講演概要】

障がい者雇用を始めたとき、働きやすいように作業を細分化し、誰でも分かるよう、作業指示の具体化や改善をはかった。それが農作業の見直しのきっかけになり、作業効率や品質の向上にもつながった。また、従業員同士が支えあい、補いあう気持ちが生まれたことで職場環境の向上にもつながった。現在、従業員の4分の1が障がい者であるが、障がい者雇用を始める前より、売上も従業員数も各段に増えた。引き続き、障がい者や高齢者にも、経営体の成長にもプラスになり、持続可能な「ユニバーサル（誰もが参画できる）農業」に取り組んでいる。

■詳しい取組内容については、京丸園（株）さんのホームページ等をご覧ください。



## 農業者年金で安心・豊かな老後を

こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方
- ◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。  
(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)
- ◎保険料はいつでも変更できます。  
月々2万円から6万7千円まで
- ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となります。
- ◎政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。



問合せ：独立行政法人農業者年金基金 TEL 03-3502-3199

**全国農業新聞  
購読者募集!!**

農業者の経営と暮らしに役立つ情報を提供しています。（全国農業会議所発行）

◎購読料月額700円（送料・税込）

◎月4回、毎週金曜日発行

問合せ：一般社団法人大阪府農業会議 TEL 06-6941-2701

